

現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画

2024年4月4日
サステナビリティ基準委員会

「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」（以下「本開発計画」という。）は、2024年4月4日現在における、サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）が開発中（開発予定を含む。）のサステナビリティ開示基準に関する検討状況及び今後の計画を示したものである。本開発計画は、状況の変化に応じて適宜更新することを予定している。

なお、当委員会におけるサステナビリティ開示基準の開発に関する基本的な方針については、2022年11月24日に公表した「サステナビリティ基準委員会の運営方針」（以下「運営方針」という。）を参照いただきたい¹。

I. 本開発計画の策定における基本的な考え方

1. 当委員会における基準開発プロジェクト

当委員会は、第7回サステナビリティ基準委員会（2023年1月18日開催）において、「サステナビリティ開示基準の開発に係る適正手続に関する規則」²第21条第3項に従い、当委員会として、以下の項目に関するプロジェクトを開始することを決定した。

- (1) 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）に相当する基準（日本版 S1 基準）の開発（日本版 S1 プロジェクト）
- (2) ISSB の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発（日本版 S2 プロジェクト）

2. IFRS サステナビリティ開示基準に相当する、当委員会が開発する基準の範囲

ISSB が公表する IFRS サステナビリティ開示基準及び付属するガイダンス等の文書には、強制力があるもの（基準に準拠した旨を表明するにはそのすべてに従わなければならないもの）と、そうでないものがある。当委員会が IFRS サステナビリティ開示基準に相当する基準

¹ https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/middle_plan_20221124.pdf

² https://www.ssb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/6/due_process-ssbj_20231115.pdf

を開発するにあたっては、ISSBの文書の強制力を下記の(1)から(3)に整理した上で、当委員会が公表する文書における強制力の取扱いを、原則としてISSBに合わせることを予定している。

(1) ISSBが、強制力があると位置付けた文書

原則として、当該文書の内容は当委員会が開発する基準に取り入れることを検討する。

(2) ISSBが、当初は強制力がないが将来的に強制力がある基準となる可能性があるとして位置付けた文書³

ISSBが、当該文書を強制力がないものと位置付ける期間においては、以下の(3)と同様に扱う。当該文書が強制力を持つことになった時点で、当委員会として、当該文書の内容について、当委員会が開発する基準に取り入れることを検討する。

(3) ISSBが、強制力がないと位置付けた文書

原則として、当該文書の内容は、当委員会が開発する基準に取り入れられない方針とする。ただし、基準全体の一貫性を確保する観点等から強制力をもたせることが適当と考えられる場合、当該文書の全部又は一部について、当委員会が開発する基準に取り入れることがある。また、当該文書の内容について、補足文書として公表することがある。

II. 基準開発プロジェクト

各基準開発プロジェクトの概要は、以下のとおりである。

1. 日本版S1プロジェクト

(主な内容)

当委員会が開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS S1号に相当する基準の開発を行う。

(検討状況及び今後の計画)

当委員会は、2023年1月に、IFRS S1号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することを決定した。これまで、主な論点について検討を行い、2024年3月29日に、サステナビリティ開示ユニバーサル基準公開草案「サステナビリティ開示基準の適用(案)」(以下「適用基準案」という。)及びサステナビリティ開示テーマ別基準公開草

³ 例えば、IFRS S2号とあわせてISSBから公表された「IFRS S2号『気候関連開示』の適用に関する産業別ガイダンス」(産業別ガイダンス)に関しては、その冒頭(IB1項)において「追加的な要求事項を設けるものではない」とされ、IFRS S2号の結論の根拠(BC138項)において「ISSBは、『産業別ガイダンス』に基づく開示は、必要な修正を行い、IFRS財団のデュー・プロセスに従い公開協議を行うことを条件に、将来において要求される開示になるべきであるという意向も示した。」とされているように、当初は例示扱いとし、準拠することが要求されない(強制力がない)ものとされている。

案第 1 号「一般開示基準（案）」（以下「一般基準案」という。）（コメント期限：2024 年 7 月 31 日）を公表している。

2. 日本版 S2 プロジェクト

（主な内容）

当委員会が開発する基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、IFRS S2 号に相当する基準の開発を行う。

（検討状況及び今後の計画）

当委員会は、2023 年 1 月に、IFRS S2 号に相当するサステナビリティ開示基準の開発に着手することを決定した。これまで、主な論点について検討を行い、2024 年 3 月 29 日に、サステナビリティ開示テーマ別基準公開草案第 2 号「気候関連開示基準（案）」（以下「気候基準案」という。）（コメント期限：2024 年 7 月 31 日）を公表している。

なお、IFRS S2 号とあわせて ISSB から公表された「IFRS S2 号『気候関連開示』を適用するため産業別ガイダンス」（以下「産業別ガイダンス」という。）に関しては、当初は例示扱いとし、強制力がない（基準に準拠した旨を表明する上で従うことが要求されない）ものとされている⁴。したがって、日本版 S2 プロジェクトにおいても、当初は ISSB の産業別ガイダンスに相当する産業別の基準を開発することはせず、産業別ガイダンスが強制力を持つことになった場合に、改めて当委員会として ISSB の産業別ガイダンスを踏まえた産業別の基準を開発するかどうかを個別に検討することとしている。

Ⅲ. 当委員会が開発する基準の適用対象企業

2024 年 3 月に公表した公開草案（適用基準案、一般基準案及び気候基準案をいう。以下同じ）は、当委員会が開発する基準の適用対象企業を定めていないが、金融庁から「SSBJ 基準の適用対象については、グローバル投資家との建設的な対話を中心に据えた企業（プライム上場企業ないしはその一部）から始めることが考えられる」との方向性が示されたこと⁵を踏まえ、プライム上場企業が適用することを想定し、当該公開草案の開発を行った。

当該公開草案の公表時点において、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準の金融商品取引法に基づく法定開示における位置付けは明らかにされていないが、当委員会が企業会計基準委員会と同様に法令上位置付けられた場合に、当委員会が開発する基準の定めに基づく開示が有価証券報告書に含められることが想定されることを踏まえたものである。

⁴ 当開発計画注記 3 を参照

⁵ 2024 年 2 月 19 日金融庁第 52 回金融審議会総会・資料 1 説明資料（サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関する検討） p. 1 参照

また、当該公開草案は、プライム上場企業が適用することを想定して開発を行ったものの、プライム上場企業以外の企業（例えば、金融商品取引法以外の法令によりサステナビリティ関連財務開示の開示が求められる場合や、法令に基づかず、任意でサステナビリティ関連財務開示を作成する場合）も適用できるとしている。ただし、これらの企業が適用することを想定して開発を行ったものではないことに留意する必要がある。

IV. 当委員会が開発する基準の公表時期及び適用時期

2024年3月に公表した公開草案は、公表日以後終了する年次報告期間に係るサステナビリティ関連財務開示から適用することができることを提案しており、強制適用時期については定めていない。これは、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に従って開示を行うことが強制される時期については、当委員会が公表するサステナビリティ開示基準に従って開示を行うことを要求する法令において定められることが想定されるためである。

当委員会が開発する基準の公表時期に関しては、特に米国や欧州において事業を行う日本企業がこれらの法域においてサステナビリティ開示基準に対応することとなる際に、併せて当委員会が公表する基準にも対応したいとのニーズが聞かれている。

このため、当委員会の日本版 S1 プロジェクト及び日本版 S2 プロジェクトは、以下の時期を目標とすることが考えられる。

1	公開草案の目標公表時期	公表済
2	確定基準の目標公表時期	2024年度中（遅くとも2025年3月31日まで）

上記の目標どおりに確定基準を公表した場合、確定基準公表日以後終了する年次報告期間（遅くとも2025年3月31日以後終了する年次報告期間）に係るサステナビリティ関連財務開示から適用が可能となる予定である。すなわち、3月決算企業を想定した場合、2025年6月末までに公表される、2025年3月期に係る有価証券報告書から当委員会が公表する基準に基づくサステナビリティ開示が可能となる予定である⁶。

なお、当委員会は、当委員会に求められる適正手続⁷に則って基準開発を行うこととなるため、基準開発の状況によっては目標公表時期を修正することがある。

以上

⁶ 2024年3月期に係る有価証券報告書において、2024年3月に公表した公開草案の提案に基づいて開示することが禁止されることはないと考えられるが、公開草案は確定基準ではないため、当委員会が公表する基準に基づく開示であると主張すること（準拠表明）はできないと考えられる。

⁷ 当開発計画注記2を参照